

望まない受動喫煙を防止するために

～健康増進法の一部改正についてお知らせ～

- 基本的な考え方として
1. 「望まない受動喫煙」をなくす
2. 受動喫煙による健康影響が大きい子ども、患者等に特に配慮する

健康増進法の一部改正により、2019年7月に、学校・病院・児童福祉施設と行政機関の庁舎等（第一種施設）が原則敷地内禁煙、2020年4月に、それ以外の多数の者が利用する施設等（第二種施設）が原則屋内禁煙となります。

「健康増進法の一部を改正する法律」について



3. 施設の類型・場所ごとに対策を実施する

この3つの方針に沿って受動喫煙防止対策を進めていきます。これは、屋内において、タバコを吸わない方が、受動喫煙にさらされる機会を社会全体で減らす取り組みを行うためです。特に、20歳未満の方や患者等は、受動喫煙による健康被害が大きいことを考慮し、子どもや病気の方が多く利用する施設は、屋外であっても受動喫煙対策がより一層徹底されることになりました。

施設の種類や場所、主な利用者によって禁煙対策が異なりますので、喫煙される場合は、各施設での掲示等をよくご確認ください。

2020年4月の全面施行までは、喫煙室の設備や掲示等が完備されていない場合がありますので、わからない場合は施設にたずねましょう。

保健現場 レポート

福祉保健課
主任保健師
長谷川 照子
総務課（衛生委員会事務局）
木谷 仁美 **367**

新しい制度にご理解と、ご協力をいただき、ルールを守って誰もが気持ちの良い町にしていきたいでしょう。

**〔日南町内で現在敷地内禁煙と
なっている公共施設〕**

- ・日南病院
- ・日南町健康福祉センター
- ・ほほえみの里（福祉保健課）
- ・にちなん保育園
- ・分園石見保育園
- ・分園山の上保育園
- ・日南町役場
- ・日南小学校
- ・日南中学校

※日南町立学校・体育施設周辺については、テニスコートから保育園駐車場までが禁煙対象エリアです。

このたび健康増進法の一部改正にもない、日南町内でも2019年7月1日から終日敷地内全面禁煙となる場所が増えました。



住民検診速報!! ～受診率80%を目指しています～

先月に引き続き、7月の住民検診を3日間行いました。受診者数は以下のとおりです。

住民検診受診者数（人）	令和元年6・7月	平成30年6・7月	増減
受付総数	644	578	+66
健康診査（特定・後期高齢・一般）	473	395	+78
胃がん検診（バリウム検査）	215	212	+3
肺がん検診	535	443	+92
大腸がん検診	505	462	+43
子宮がん検診	176	187	△11
乳がん検診	149	153	△4

6・7月の住民検診では、たくさんの方にお越しいただき、ありがとうございました。受付総数は、昨年度と同じ時期より増えています。そんな中、受診者数が伸び悩んでいる子宮がん・乳がん検診については、西伯病院での検診の申し込みを多くいただいています。

また、胃カメラによる胃がん検診は、現在203名と多くの方の申し込みをいただいています。まだ若干申し込みが可能な医療機関がありますので、受診を希望される方は、早めに福祉保健課までご連絡ください。西伯病院での子宮がん・乳がん検診のお申し込みも引き続きお受けできます。

【福祉保健課 Tel 82-0374】

次回の住民検診は12月です。まだ受けられていない方は、みなさん誘い合ってお越しく下さい!!

